

熊谷市経営革新計画策定奨励金交付要綱

令和8年4月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく経営革新計画（以下「経営革新計画」という。）の承認を受けた市内の事業者に対し、市が予算の範囲内において交付する熊谷市経営革新計画策定奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を備える事業者とする。

- (1) 市内に事務所、店舗、工場等を有し、当該地において企業活動を営んでいること。
- (2) 経営革新計画を作成し、令和8年4月1日以降に埼玉県知事の承認を受けていること。
- (3) 熊谷市企業支援・ビジネスマッチングサイト「チャレンジ・ステージくまがや」に登録し、申請時点において登録情報が最新の状態であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力に属しておらず、かつ、当該勢力が経営に事実上参画していないこと。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者は、奨励金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（同項第2号に掲げる営業に従事する者から委託を受けて行うものに限る。）
- (2) 政治又は宗教を目的とする事業

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、10万円とし、1事業者につき1回限りとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、令和9年1月29日までに、熊谷市経営革新計画策定奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 熊谷市経営革新計画策定奨励金 誓約・同意書（様式第2号）
- (2) 経営革新計画承認書の写し
- (3) 経営革新計画に係る承認申請書及び経営革新計画の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 振込先口座を確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、熊谷市経営革新計画策定奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）又は熊谷市経営革新計画策定奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知しなければならない。

（決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定（以下この条において「交付決定」という。）を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市経営革新計画策定奨励金交付決定取消等通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の通知書により奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該奨励金を返還しなければならない。

（報告の聴取等）

第8条 市長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、関係者に対し報告を求め、又は帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定により報告を求められ、又は帳簿、書類等を調査された者は、これに協力しなければならない。

（書類の整備等）

第9条 交付決定者は、奨励金の交付に係る関係書類を整備し、奨励金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（アンケート等への協力）

第10条 市長は、交付決定者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに交付決定を受けた事業者に係る第2条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。